

1. 電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革

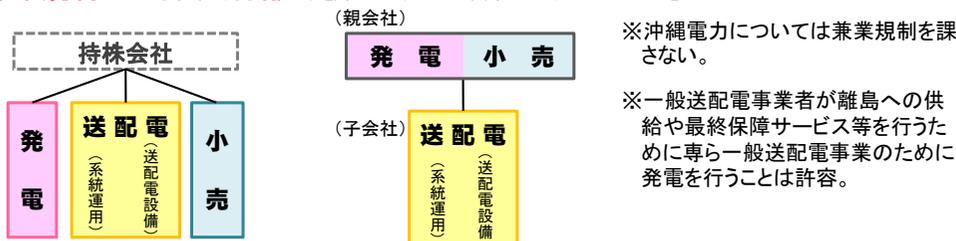
低廉で安定的な電力供給を実現すべく、**3段階の電力システム改革の総仕上げ**を行うとともに、**ガスや熱供給の分野の改革も一体的に進める**ことで、これまで縦割りであったエネルギー**市場の垣根を取り払い、総合的なエネルギー市場**を創り上げる。これにより、革新的な技術の導入や異なるサービスの融合などダイナミックなイノベーションを創発し、我が国の**成長をリードするエネルギー産業**を創出するとともに、エネルギー選択の自由度拡大や、料金の最大限の抑制、安定供給と保安の確保など、**消費者利益の向上**を図る。

2. 法律案の概要

A. 電気事業法の一部改正等

1. 送配電事業の中立性確保[平成32年4月1日施行(2.も同じ)]

- (1) 一般送配電事業者・送電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことを禁止(**兼業規制による法的分離**)。[第22条の2、第27条の11の2]



- (2) 適正な競争関係を確保するため、一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者等に対し、取締役の兼職禁止等の**行為規制を措置**。[第22条の3等]

2. 小売料金の規制撤廃 [平成26年改正法附則第16条の改正]

小売料金規制の経過措置について、対象事業者を指定する制度とし、適正な競争関係が確保されている供給区域では**経過措置の解除を可能とする**。

3. その他の改正事項等

- (1) 現在、一般電気事業者に認められている**一般担保付社債の発行の特例を廃止** [第27条の30の削除]。ただし、施行後5年間は発行を可能とする**経過措置を講ずる**。また、政投銀や沖縄公庫による一般担保付貸付金を廃止。[政投銀一般担保法の廃止、沖振法第64条の削除等]
- (2) 需要抑制の活用にあつては電力調整供給に係る規定の整備や、風力発電への定期的な検査の導入、保安規制の合理化を行う。[第2条第1項第7号、第52条等]
- ◇ 法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について**各段階で検証**を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる旨を規定。[附則第74条]

C. 熱供給事業法の一部改正 [1年6月以内に施行]

- (1) 現在、許可制としている熱供給事業への参入規制を**登録制**とする。[第3条]
- (2) **料金規制や供給義務などを撤廃**[現行第13条等の削除]。ただし、他の熱源の選択が困難な地域では、経過措置として料金規制を継続。[附則第50条・第52条]
- (3) 熱供給事業者に対し、**需要家保護のための規制**(契約条件の説明義務等)を課す。[第14条等]

※その他、ガス事業類型の見直しや監視等委員会の設立に伴い、各種規定や関係法律について必要な見直しを行う。

B. ガス事業法の一部改正

1. 小売参入の全面自由化 [2年6月以内に施行(2.及び3.も同じ)]

- (1) 現在、一般ガス事業者には認められていない家庭等への供給を**全面自由化** [第2章]。併せて簡易ガス事業の許可制を廃止。[第37条の2等の削除]
- (2) 自由化に伴い**事業類型を見直し**、製造(届出)・一般ガス導管(許可)・特定ガス導管(届出)・小売(登録)の事業区分に応じた規制体系に移行 [第2章～第4章]
- (3) LNG基地の第三者利用を促すため、第三者が利用する場合の約款の作成・公表等をガス製造事業者^に義務付け。[第89条等]

2. ガス導管網の整備

- (1) 導管の建設・保守を着実に実施できるよう、**一般ガス導管事業には地域独占と料金規制**(総括原価方式:認可制)を措置。[第47条・第48条]
- (2) 事業者間の導管接続の協議を国が命令・裁定できる制度を創設。[第85条]

3. 需要家保護と保安の確保

- (1) 競争が不十分な地域においては、現在の一般ガス事業者に対し経過措置として**料金規制を継続**(経過措置の解除に当たっては競争の進展状況を確認) [附則第22条等]
- (2) 一般ガス導管事業者に対し、**最終保障サービス**の提供を義務付け。[第47条]
- (3) ガス小売事業者に対し、**供給力確保、契約条件の説明**等を義務付け。[第13条等]
- (4) ガス導管事業者に導管網の保安や需要家保有の内管の点検等を義務付けるとともに、ガス小売事業者に消費機器の調査等を義務付け。[第61条、第159条等]

4. 導管事業の中立性確保 [平成34年4月1日施行]

- (1) 一定規模以上のガス導管事業者がガス製造事業やガス小売事業を行うことを禁止(**兼業規制による法的分離**) [第54条の2等]
- (2) 一定規模以上のガス導管事業者と、そのグループのガス製造事業者やガス小売事業者等に対し、取締役の兼職禁止等の**行為規制を措置**。[第54条の4等]
- ◇ 法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について**各段階で検証**を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる旨や、LNG調達や保安に係る国の責務を規定。[附則第75条]

D. 経済産業省設置法等の一部改正 [6月以内に施行(設立)]

- (1) 電力・ガス・熱の**取引の監視及び行為規制の実施**等を業務とする「**電力・ガス取引監視等委員会**」を大臣直属の「8条委員会」として設立。[経済産業省設置法第6条等]
- (2) **独立性**を確保するため、委員が独立して職務を遂行すること [電気事業法第66条の3]、事業者への業務改善勧告の権限 [同法第66条の11等]等を措置。
- (3) **高度の専門性**を確保するため、法律、経済、エネルギー工学等の知見を有し、公正かつ中立な判断をすることができる**専門家**を委員とする。[同法第66条の6]

電気事業法等の一部を改正する等の法律案の概要

1. 法律改正の趣旨

平成25年11月に成立した第1段階の改正電気事業法(平成25年法律第74号)の改革プログラムに基づき、3段階の改革の総仕上げとして、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び小売電気料金の規制の撤廃を行うとともに、電気事業の規制をつかさどる行政組織を独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させることとしている。

また、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進することとしている。これを踏まえ、今般、電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革を行うことで、総合的なエネルギー市場を創り上げようとするものである。

これにより、革新的な技術の導入や異なるサービスの融合などダイナミックなイノベーションを創出し、我が国の成長をリードするとともに、エネルギー選択の自由度拡大や、料金の最大限の抑制、安定供給と保安の確保など、消費者利益の向上を図ることを目指している。

本法律案は、電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革を行うため、電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法、経済産業省設置法等を改正し、①法的分離による送配電事業及びガス導管事業の中立性の確保、②小売電気料金・小売ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガスの小売業への参入の全面自由化、④ガス供給における需要家保護と保安の確保、⑤熱供給事業者に対する規制の合理化及び需要家の保護、⑥電力・ガス取引監視等委員会の設立を図る等の措置を講ずるものである。

2. 法律改正の概要

本法律案における主な措置事項は以下の事項。

【電気事業法等関係】

- (1) 法的分離による送配電事業の中立性の確保
 - ① 兼業規制による法的分離の実施
 - ② 適正な競争関係を確保するための行為規制の措置
- (2) 経過措置としての小売料金の規制の撤廃に係る措置(経過措置の解除に

当たっては競争の進展状況を確認)

(3) その他の改正事項

- ①一般担保付社債の発行の特例の廃止(経過措置の整備)
- ②需要抑制の活用に係る電力量調整供給に関する規定の整備
- ③風力発電設備への定期的な検査の導入
- ④溶接に係る保安規制の合理化

(4) 検証規定

【ガス事業法関係】

(1) 小売参入の全面自由化

- ①家庭等へのガスの供給の自由化
- ②自由化に伴う事業類型の見直し
- ③LNG基地の第三者利用に係る規定の整備

(2) ガス導管網の整備

- ①導管事業への地域独占と料金規制の措置
- ②事業者間の導管接続の協議に関する命令・裁定制度

(3) 需要家保護と保安の確保

- ①経過措置としての小売料金規制に係る措置(経過措置の解除に当たっては競争の進展状況を確認)
- ②一般ガス導管事業者による最終保障サービスの提供
- ③ガス小売事業者に対する供給力確保義務、契約条件の説明義務等
- ④保安の確保

(4) 法的分離による導管事業の中立性確保

- ①兼業規制による法的分離の実施
- ②適正な競争関係を確保するための行為規制の措置

(5) 検証規定

【熱供給事業法関係】

(1) 熱供給事業者に対する規制の合理化

- ①参入規制を登録制とする
- ②料金規制や供給義務などの規制の撤廃

(2) 需要家保護のための措置

- ①熱供給事業者に対する需要家保護のための規制(契約条件の説明等)
- ②他の熱源の選択が困難な地域における経過措置料金規制

【電力・ガス取引監視等委員会の設立】

独立性、高度な専門性を有し、電力・ガス・熱の取引の適切な監視及び行為規制の実施等を業務とする「電力・ガス取引監視等委員会」を設立

3-1. 法律改正の内容【電気事業法関係】

(1) 法的分離による送配電事業の中立性の確保

第1段階の改正電気事業法の改革プログラムにおいて、送配電部門の法的分離を実施するための法律を平成27年(2015年)通常国会に提出することを目指すものとするとしていることを踏まえ、以下の措置を講ずる。

①兼業規制による法的分離の実施

一般送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている一般送配電事業又は送電事業と、発電事業や小売電気事業との兼業を原則禁止する(法的分離)。なお、一般送配電事業者は離島への供給、最終保障サービス等を行うこととされているため、例外的に、一般送配電事業者が専ら一般送配電事業のために発電を行うことは許容する。また、沖縄電力については、兼業規制を課さない。[第22条の2、第27条の11の2]

②適正な競争関係を確保するための行為規制の措置

法的分離の方式ではグループ内の資本関係を許容することから、グループ内外での適正な競争関係を確保するため、一般送配電事業者又は送電事業者と、そのグループの発電事業者、小売電気事業者、持株会社等(特定関係事業者)に対し、取締役の兼職制限など各種の措置を講ずる。[第22条の3等]

(2) 小売電気料金の規制の撤廃に係る措置の整備

小売料金規制の経過措置の対象事業者を国が指定することとし、競争の進展状況を確認した上で、需要家の利益を阻害しないと判断できる場合には、国が指定を外すことにより、既存電力会社の供給区域毎に料金規制の経過措置を解除することを可能とする。[第2段階の改正電気事業法附則第16条の改正]

(3) その他の改正事項

①一般担保付社債の発行の特例の廃止(経過措置の整備)

現在、一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例について、適正な競争関係を確保する必要性等を踏まえ、本則から廃止する。[第2段階の改正電気事業法の第27条の30の削除]

ただし、足下の資金調達環境を考慮し、施行日から5年間は、発電事業者、一般送配電事業者及び持株会社が一般担保付社債の発行を選択できるよう、附則において経過措置を規定する。[原始附則の改正(第10項～第21項)]

②需要抑制の活用に係る電力量調整供給に関する規定の整備

需要抑制の取組により生み出された供給力(ネガワット)についても、発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給の対象とすることとし、卸電力市場における当該供給力の取引の活性化を図る。[第 2 条第 1 項第 7 号]

③風力発電設備への定期的な検査の導入

定期事業者検査制度の対象に、風力発電設備(屋外に設置される機械、器具その他の設備であって主務省令で定めるもの)を追加する。[第 55 条]

④溶接に係る保安規制の合理化

溶接に関する検査制度の規制合理化(溶接部にのみ課される製造段階での登録機関による上乘せ審査の廃止)を行う。[第 52 条]

(4) 検証規定

3段階で進めることとされている電力システム改革の、①第2段階の施行前、②第3段階の施行前、③第3段階の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、競争条件や資金調達等の観点から必要な措置を講ずる旨を規定する。[第 74 条]

3-2. 法律改正の内容【ガス事業法関係】

(1) 小売参入の全面自由化

①家庭等へのガスの供給の自由化

現在、一般ガス事業者にししか認められていない家庭等へのガスの供給について、小売の地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者であればガスの小売事業への参入を可能とする。[第 3 条]

併せて、簡易ガス事業について許可制の下での地点独占、料金規制を廃止する。[第 37 条の 2 等の削除]

②自由化に伴う事業類型の見直し

小売参入全面自由化により、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別がなくなることから、ガス製造事業(LNG基地)は届出制、一般ガス導管事業は許可制、特定ガス導管事業は届出制、ガス小売事業は登録制とするなど、

事業類型ごとに、それぞれ必要な規制を課す。[第 86 条、第 35 条、第 72 条、第 3 条]

③LNG基地の第三者利用に係る規定の整備

ガス製造事業者を対象に、第三者による利用を理由なく拒否することを禁止する。また、料金の算定方法など利用条件を約款として届出・公表することを義務付け、条件が不適當な場合は国が変更を命令できることとする。[第 89 条]

(2)ガス導管網の整備

①導管事業への地域独占と料金規制の措置

小売全面自由化後も、導管部門は引き続き地域独占・総括原価方式(託送料金規制)を維持することとし、ガス導管への投資回収を保障する。[第 47 条、第 48 条]

②事業者間の導管接続の協議に関する命令・裁定制度

ガス導管網の整備を促進するため、全てのガス導管事業者(一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者。以下同じ。)に、導管の相互接続に係る努力義務を課すとともに、導管事業者の一方が接続協議に応じない場合に、国が事業者間の協議を命令・裁定できる制度を創設する。[第 85 条]

(3)需要家保護と保安の確保

①経過措置としての料金規制の継続

需要家保護の観点から、競争が不十分な地域においては、現在の一般ガス事業者に対し規制料金メニューの提供を経過措置として義務付ける。[附則第 22 条・第 24 条] (経過措置の解除に当たっては競争の進展状況を確認)

②一般ガス導管事業者による最終保障サービスの提供

一般ガス導管事業者に対し、最終保障サービスの提供(小売事業者の倒産時など不測の事態における最終的なセーフティネットとしてのガスの供給)を義務付け。[第 47 条、第 51 条]

③ガス小売事業者に対する供給力確保義務、契約条件の説明義務等

ガス小売事業者に対し、供給力確保義務(空売り規制)、契約条件の説明義務(※)、書面交付義務(※)、苦情や問い合わせの処理義務、名義貸しの禁止、事業休廃止時の周知義務を措置する。[第 9 条、第 13 条～第 17 条](※印は代理店に対しても義務を課す)

④保安の確保

ガス導管事業については自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な十分な投資を確保。さらに、導管事業者に対し、導管網の保安や小口需要家が保有する内管の点検の義務を課す。また、ガス小売事業者に対し、消費機器の調査・危険発生防止周知の義務を課す。[第 61 条、第 159 条等]

(4) 法的分離による導管事業の中立性確保

①兼業規制による法的分離の実施

ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、ガス導管事業と、ガス製造事業やガス小売事業との兼業を、一定規模以上のガス導管事業者については、原則禁止する(ガス導管事業の「法的分離」)。なお、一般ガス導管事業者は最終保障サービス等を行うこととされているため、例外的に、一般ガス導管事業者が専ら一般ガス導管事業のためにガス製造事業を行うことは許容する。[第 54 条の 2]

②適正な競争関係を確保するための行為規制の措置

法的分離の方式ではグループ内の資本関係を許容することから、グループ内外での適正な競争関係を確保するため、一定規模以上のガス導管事業者と、そのグループのガス製造事業者、ガス小売事業者、持株会社等(特定関係事業者)に対し、取締役の兼職制限など各種の措置を講ずる。[第 54 条の 4 等]

(5) 検証規定

ガス導管事業の法的分離の施行前、施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、必要な措置を講ずる旨を規定する。

また、LNG の調達並びにガス工作物の保安の確保に支障が生じないよう必要な施策の推進を行うことが、政府の責務である旨を規定する。[第 75 条]

3-3. 法律改正の内容【熱供給事業法関係】

(1) 熱供給事業者に対する規制の合理化

①参入規制を登録制とする

現在、「許可制」としている熱供給事業への参入規制を、「登録制」とする。[第 3 条]

②料金規制や供給義務などの規制の撤廃

料金規制や供給義務などの規制は撤廃する。[現行法第 13 条・第 14 条の削除]

(2)需要家保護のための措置

①熱供給事業者に対する需要家保護のための規制(契約条件の説明等)

需要家に対して十分な説明を行わないまま契約を締結する者が現れることなどにより、需要家利益が阻害されることを防止するため、熱供給事業者に対し、①料金等の説明義務、②書面交付義務、③苦情処理義務、④必要な供給設備の保有義務などを課す。[第 13 条～第 16 条の 2]

②他の熱源の選択が困難な地域における経過措置料金規制

団地の家庭需要家等、他の熱源(エアコン、ガストーブ等)に容易に切り替えることができない需要家が存在することを踏まえ、こうした需要家に対して熱供給を行う熱供給事業者に対しては、料金規制や供給義務などの規制を経過措置として存続させる。[附則第 50 条・第 52 条]

3-4. 法律改正の内容【経済産業省設置法等関係】

独立性、高度な専門性を有し、電力・ガス・熱の取引の適切な監視及び行為規制の実施等を業務とする「電力・ガス取引監視等委員会」を、大臣直属の「8条委員会」として設立する。[経済産業省設置法第 6 条、電気事業法第 66 条の 2等]

独立性を確保するため、委員が独立して職務を遂行すること[同法第 66 条の 3]、事業者への業務改善勧告の権限[同法第 66 条の 11 等]等を措置する。また、高度の専門性を確保するため、法律、経済、エネルギー工学等の知見を有し、公正かつ中立な判断をすることのできる専門家 5 名を委員とする。[同法第 66 条の 6]

4. 施行期日

施行日は以下のとおりとする(これらのほか、一部の規定については、公布の日とするなど別途の施行日としている)。

- ・電力・ガス取引監視等委員会の設立： 公布から 6 月以内(ガス・熱供給に関する業務の追加については、公布から 1 年 6 月以内)
- ・熱供給事業法の改正： 公布から 1 年 6 月以内
- ・ガスの小売事業への参入の全面自由化(導管網の整備、需要家保護・保安に関

する改正事項を含む)、需要抑制の活用に係る電力量調整供給に関する規定の整備、風力発電設備への定期的な検査の導入、溶接に係る保安規制の合理化： 公布から2年6月以内

- ・法的分離による送配電事業の中立性の確保、小売電気料金の規制の撤廃に係る措置の整備、一般担保付社債の発行の特例の廃止： 平成 32 年(2020 年)4 月 1 日
- ・法的分離による導管事業の中立性確保： 平成 34 年(2022 年)4月1日

(別紙) 電気事業法等の改正に伴い附則改正する関係法律

ガス事業法における事業区分の見直しに伴う公益事業特権の措置、その他条文番号のズレに伴う規定の整備等を行うため、以下の法律について所要の改正を行う。

また、施行に当たって必要となる各種経過措置についても附則で規定する。

- ① 地方税法
- ② 道路法
- ③ 共同溝の整備等に関する特別措置法
- ④ 法人税法
- ⑤ 登録免許税法
- ⑥ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ⑦ 電源開発促進税法
- ⑧ 石油コンビナート等災害防止法
- ⑨ 大規模地震対策特別措置法
- ⑩ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ⑪ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ⑫ 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
- ⑬ 地価税法
- ⑭ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法
- ⑮ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ⑯ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ⑰ 原子力発電における使用済み燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律
- ⑱ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律
- ⑲ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律